

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案の概要

趣旨

我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)による助成等について定める。

制度のポイント

国私公の設置形態にかかわらず、**世界と伍する研究大学となるポテンシャルのある大学を認定し、大学ファンドによる助成等、総合的な支援を行う。**

概要

1. 基本方針の策定等【第2条、第3条関係】

- **国際卓越研究大学の認定、計画の認可、JSTの助成等に関する基本方針**を文部科学大臣が策定。
- 国は、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育研究の特性に配慮。

2. 国際卓越研究大学の認定【第4条関係】

- 以下の①、②に関して一定の基準を満たす大学を、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学(国際卓越研究大学)として文部科学大臣が認定。
 - ① **研究及び研究成果の活用の実績・体制**
 - ② **効果的な資源配分等を行う運営体制、研究と管理運営の業務の役割分担等の業務執行体制、財政基盤**

3. 計画の認可・JSTの助成等【第5条～第8条関係】

- 国際卓越研究大学の①**研究等の体制強化の目標**、②**目標を達成するための事業内容**、③**資金の額及び調達方法等**を記載した**計画を文部科学大臣が認可**。
 - ・ 事業の内容：研究環境の整備充実、若年研究者の育成、国際的に卓越した能力を有する研究者等の確保、研究成果活用のための技術者等の育成、研究成果活用のための環境の整備充実
- **JSTは基本方針に即して文部科学大臣の認可を受けて実施方針を定め、②に関し助成**。

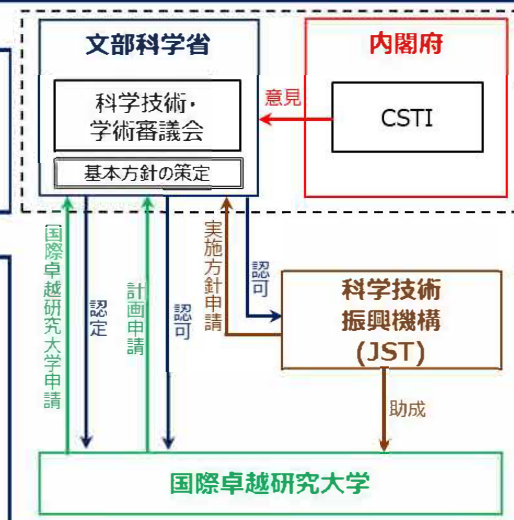
4. 報告の徴収等及び認定・認可の取消し【第4条、第9条～第11条関係】

- 文部科学大臣による認可計画の実施状況に関する**報告の徴収等**。
- **認定・認可基準を満たさなくなったとき等**には文部科学大臣による**認定の取消し、計画認可の取消し**。

5. 附則(関係法令の一部改正等)

- 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に、多様な専門的知見を有する者の参画が得られるようにするため検討を行い、特に国立大学法人の経営管理体制の改革を早急に進める。
- 3. の助成に係るJSTの業務の範囲の追加。 等

※基本方針の策定、国際卓越研究大学の認定、計画の認可、助成の実施方針の認可等に当たっては、**総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)からの意見聴取等**を行う。



施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学（第四の五に規定する国際卓越研究大学をいう。）の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成等について定め、もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

第二 大学における教育及び研究の特性への配慮

国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならないものとする。（第二条関係）

第三 基本方針

- 一 文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（第三条第一項関係）
- 二 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。（第三条第二項関係）
 - 1 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項
 - 2 第四の一の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項
 - 3 第五の一に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての認可に関する基本的な事項
 - 4 第七に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項
 - 5 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項
 - 6 その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

- 三 基本方針は、科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。 (第三条第三項関係)
- 四 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。 (第三条第四項関係)
- 五 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならないものとする。 (第三条第五項関係)

第四 国際卓越研究大学の認定

- 一 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。 (第四条第一項関係)
- 二 一の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、三の1から7までのいずれにも該当していることを証する書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならないものとする。 (第四条第二項関係)
 - 1 認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 2 認定を受けようとする大学の名称及び所在地
 - 3 その他文部科学省令で定める事項
- 三 文部科学大臣は、一の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の1から7までのいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。 (第四条第三項関係)
 - 1 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
 - 2 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
 - 3 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
 - 4 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。
 - 5 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

6 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

7 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

四 文部科学大臣は、一の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第四条第四項関係)

五 文部科学大臣は、一の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学（以下「国際卓越研究大学」という。）の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならないものとする。

(第四条第五項関係)

六 文部科学大臣は、国際卓越研究大学が三の1から7までのいずれかに該当しなくなったと認めるときは、一の認定を取り消すことができるものとする。

(第四条第六項関係)

七 四及び五の規定は、六の規定による認定の取消しについて準用するものとする。

(第四条第七項関係)

第五 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等

一 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする二の2のイからホまでに掲げる事業の実施に関する計画（以下「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができるものとする。

(第五条第一項関係)

二 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(第五条第二項関係)

1 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

2 1の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期

イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（以下「技術者等」という。）の確保

ニ 技術者等の育成に資する活動

ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

3 2のイからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

4 その他文部科学省令で定める事項

- 三 文部科学大臣は、一の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の1から3までのいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。 (第五条第三項関係)
- 1 基本方針に適合するものであること。
 - 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 3 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。
- 四 文部科学大臣は、一の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第五条第四項関係)
- 五 文部科学大臣は、一の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならないものとする。 (第五条第五項関係)
- 六 一の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者 (以下「認可設置者」という。) は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。 (第五条第六項関係)
- 七 三から五までの規定は、六の規定による変更の認可について準用するものとする。 (第五条第七項関係)
- 八 認可設置者は、一の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画 (六の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。) に従い、二の2のイからホまでに掲げる事業を実施しなければならないものとする。 (第五条第八項関係)

第六 機構の業務の特例

機構は、次に掲げる業務を行うことができるものとする。 (第六条関係)

- 1 認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、第五の二の2のハからホまでに掲げる事業に関する助成を行うこと。
- 2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第七 機構の助成

機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、第八の一に規定する実施方針に従って、認可計画に記載された第五の二の2のイからホまでに掲げる事業に関する助成 (以下「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。) を行わなければならないものとする。 (第七条関係)

第八 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針

- 一 機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、国際卓越研究大

学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとする。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。 （第八条第一項関係）

二 文部科学大臣は、一の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。 （第八条第二項関係）

三 機構は、一の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならないものとする。 （第八条第三項関係）

第九 定期報告

認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならないものとする。 （第九条関係）

第十 報告又は資料の提出

文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。 （第十条関係）

第十一 認可計画の認可の取消し

一 文部科学大臣は、認可設置者が次の1から5までのいずれかに該当するときは、第五の一の認可を取り消すことができるものとする。 （第十一条第一項関係）

1 認可計画が第五の三の1から3までのいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

2 第五の六の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。

3 認可計画に従って第五の二の2のイからホまでに掲げる事業を実施していないと認めるとき。

4 第九の規定に違反したとき。

5 第十の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第五の四の規定は、一の規定による認可の取消しについて準用するものとする。 （第十一条第二項関係）

三 文部科学大臣は、一の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。 （第十一条第三項関係）

第十二 国の援助

国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。 （第十二条関係）

第十三 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二の規定は、公布の日から施行するものとする。
(附則第一条関係)

二 準備行為

文部科学大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の前においても、関係行政機関の長に協議し、及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができるものとする。
(附則第二条関係)

三 検討

政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする。
(附則第三条関係)

四 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正

機構は、第六に規定する業務を行うものとともに、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、実施方針に従って、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う業務と、第六の1に規定する業務を一体的に実施しなければならないものとする。
(附則第四条関係)

五 その他

地方税法及び文部科学省設置法について、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第五条及び第六条関係)

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。第三条第二項第五号において同じ。）の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学（第四条第五項に規定する国際卓越研究大学をいう。以下この条において同じ。）の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成等について定め、もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(大学における教育及び研究の特性への配慮)

第二条 国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の

特性に常に配慮しなければならない。

(基本方針)

第三条 文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項

二 次条第一項の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項

三 第五条第一項に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての同項の認可に関する基本的な事項

四 第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

五 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

六 その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

3 基本方針は、科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定する科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

5 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならない。
(国際卓越研究大学の認定)

第四条 大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を

記載した申請書に、次項各号のいずれにも該当していることを証する書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 認定を受けようとする大学の名称及び所在地
- 三 その他文部科学省令で定める事項

3 文部科学大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。
- 二 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

三 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

四 大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

五 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

六 研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

七 国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

4 文部科学大臣は、第一項の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技

術・学術審議会の意見を聴かなければならない。

5 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学（以下「国際卓越研究大学」という。）の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならない。

6 文部科学大臣は、国際卓越研究大学が第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、第一項の認定を取り消すことができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等）

第五条 国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする次項第二号イからホまでに掲げる事業の実施に関する計画（以下この条において「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

2 国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

- 二 前号の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期
 - イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実
 - ロ 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動
 - ハ 国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（二において「技術者等」という。）の確保
 - ニ 技術者等の育成に資する活動
 - ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実
 - 三 前号イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。
- 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。
- 四 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。
- 五 文部科学大臣は、第一項の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならない。
- 六 第一項の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 七 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。
- 八 認可設置者は、第一項の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画（第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。）に従い、第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施しなければならない。

（機構の業務の特例）

第六条 機構は、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、前条第二項第二号ハからホまでに掲げる事業に関する助成を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(機構の助成)

第七条 機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、次条第一項に規定する実施方針に従って、認可計画に記載された第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業に関する助成（次条第一項において「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。）を行わなければならない。

(国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針)

第八条 機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下この項及び第三項において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならぬ。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

(定期報告)

第九条 認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十条 文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(認可計画の認可の取消し)

第十一条 文部科学大臣は、認可設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の認可を取り消すことができる。

一 認可計画が第五条第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

- 二 第五条第六項の規定による認可を受けずに認可計画を変更したとき。
- 三 認可計画に従って第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施していないと認めるとき。
- 四 第九条の規定に違反したとき。
- 五 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 2 第五条第四項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならぬ。

(国の援助)

第十二条 国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 文部科学大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日前においても、関係行政機関の長に協議し、及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができる。

(検討)

第三条 政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出(第一条に規定するイノベーション)の創出をいう。)を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出

の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）

第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第十条第三項中「第二十三条第五号」を「第二十三条第一項第五号」に改める。

第十八条中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第十二号」を「同項第十二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、「限る。」の下に「並びに同条第二項に規定する業務」を加える。

第二十三条に次の二項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第 号）第六条に規定する業務を行う。

3 機構は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七条に規定

する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、同法第八条第一項に規定する実施方針に従って、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務（同法第六条第二号に掲げるものを除く。第三十二条第三項において「特別助成業務」という。）を一体的に実施しなければならない。

第二十五条第一項中「第二十三条各号」を「第二十三条第一項各号」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第六号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。）」を「助成業務（第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十一条第一項第三号中「第二十三条第七号」を「第二十三条第一項第七号」に改める。

第三十二条第三項及び第七項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、「掲げる業務」の下に「及び特別助成業務」を加え、同条第八項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」に改め、「前条第一項第四号」の下に「に掲げる業務」を加える。

第四十二条第二号中「第二十三条」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十八号及び第三百四十九条の三第二十項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第六条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「の規定」を「及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第 号）の規定」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を科学技術・学術審議会の委員に任命することができる。

3 前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理し、科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

理由

我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案 新旧対照表 目次

○	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）	（抄）	1
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（抄）	7
○	文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）	（抄）	9

○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第一項第五号において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（役員）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構に、役員として、<u>第二十三条第一項第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「寄託金運用業務」という。）</u>及び第二十七条第二項に規定す</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第五号において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（役員）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構に、役員として、<u>第二十三条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「寄託金運用業務」という。）</u>及び第二十七条第二項に規定する助成</p>

る助成資金運用（以下「寄託金運用業務等」という。）を担当する理事（以下「運用業務担当理事」という。）一人を置く。

4
(略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 機構の役員及び職員は、第二十三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる業務並びに同項第十二号に掲げる業務（同項第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。）並びに同条第二項に規定する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 五 (略)

六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

七 十二 (略)

2 | 機構は、前項の業務のほか、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法

資金運用（以下「寄託金運用業務等」という。）を担当する理事（以下「運用業務担当理事」という。）一人を置く。

4
(略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 機構の役員及び職員は、第二十三条第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる業務並びに同条第十二号に掲げる業務（同条第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。）に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 五 (略)

六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

七 十二 (略)

(新設)

律（令和四年法律第 号）第六条に規定する業務を行う。

3 機構は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、同法第八条第一項に規定する実施方針に従って、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務（同法第六条第二号に掲げるものを除く。第三十条第三項において「特別助成業務」という。）を一体的に実施しなければならない。

（基金の設置等）

第二十五条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条第一項各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び第三十一条第三項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 （略）

（助成勘定に属する資金の運用）

第二十七条 機構は、助成業務（第二十三条第一項第六

（新設）

（基金の設置等）

第二十五条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び第三十一条第三項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 （略）

（助成勘定に属する資金の運用）

第二十七条 機構は、第二十三条第六号に掲げる業務（

号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。)に係る勘定(以下「助成勘定」という。)に属する資金を運用するに当たっては、前条各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

2 (略)

(区分経理)

第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 文献に係る第二十三条第一項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。)

四 (略)

2・3 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規

これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。)に係る勘定(以下「助成勘定」という。)に属する資金を運用するに当たっては、前条各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

2 (略)

(区分経理)

第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 文献に係る第二十三条第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。)

四 (略)

2・3 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規

定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務の財源に充てることができる。

4～6 (略)

7 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは「前条第一項第四号に掲げる業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

9 (略)

定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第二十三条第六号に掲げる業務の財源に充てることができる。

4～6 (略)

7 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第六号に掲げる業務」とあるのは「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第六号」とあるのは「前条第一項第四号」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

9 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二十三条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 (略)

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）<u>第二十三条第一号、第三号（同項第一号に係る部分に限る。）</u>、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十九～三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（固定資産税の課税標準等の特例）</p> <p>第三百四十九条の三（略）</p> <p>2～19（略）</p> <p>20 国立研究開発法人科学技術振興機構が所有し、かつ、<u>直接国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一号、第三号（同項第一号に係る部分に限</u></p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）<u>第二十三条第一号、第三号（同条第一号に係る部分に限る。）</u>、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十九～三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（固定資産税の課税標準等の特例）</p> <p>第三百四十九条の三（略）</p> <p>2～19（略）</p> <p>20 国立研究開発法人科学技術振興機構が所有し、かつ、<u>直接国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一号、第三号（同条第一号に係る部分に限る。）</u></p>

る。)、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

21
33 (略)

、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

21
33 (略)

改正案	現行
<p>第二款 科学技術・学術審議会</p> <p>第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を科学技術・学術審議会の委員に任命することができる。</p> <p>3 前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理し、科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審</p>	<p>第二款 科学技術・学術審議会</p> <p>第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議</p>

議会に関し必要な事項については、政令で定める。

会に関し必要な事項については、政令で定める。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案 参照条文 目次

○ 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）（抄）	1
○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）	1
○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	1

○ 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三百十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

第十二条 政府は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術・イノベーション創出の振興に関する基本的な計画（以下この条において「科学技術・イノベーション基本計画」という。）を策定しなければならない。

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（国立大学法人に係る改革に関する検討）

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化において、国立大学法人（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が果たす役割の重要性に鑑み、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性を尊重しつつ、国立大学法人に係る改革に関し、科学技術・イノベーション創出の活性化の観点から、経営的視点に基づきマネージメントを行う能力の向上、産学官連携の推進並びに若年者である研究者の雇用の安定及び研究開発等に係る環境の整備を図るため、民間資金の受入れの拡大、人事及び給与の在り方の見直し並びに評価の活用等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。